

令和 年 月 日 大分県竹田市長 殿		整理番号	
住所	フリガナ		
	氏名		
	個人番号		
電話番号	生年月日	明・大・昭 平・令	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。
あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
<p>(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。</p> <p>(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者</p> <p>(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者</p>	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
<p>(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。</p>	

マイナンバーカードについては両面、通知カードについては表面の写しを貼ってください。

① のりしろ オモテ面のコピー	② のりしろ ウラ面のコピー
	
③ のりしろ	④ のりしろ

通知カード裏面に記載がある場合は裏面コピーも添付下さい

通知カードの方は本人確認資料が必要です。添付資料についてのご説明をしっかりと読みください。

顔入り身分証明証貼り付け





このスペースに貼れない本人確認資料については、本紙裏面に貼り付けてください

竹田市ふるさと納税ワンストップ特例申請書の記入方法

寄附お申込みの際の住所・氏名等の情報を印字したワンストップ特例申請書をお送りしております。申請書に印字されている情報を確認のうえ、マイナンバー（個人番号）のご記入と本人確認書類を添付し、同封の返信用封筒にてご提出をお願い致します。

○提出期限 **寄附翌年の1月10日【必着】**

○ご記入方法

令和5年寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
令和5年5月3日	大分県竹田市長 殿	整理番号	12345200000001
住所 〒878-0007 大分県竹田市大字会々1656番地	フリガナ	たけた たろう	マイナンバー 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1
	氏名	竹田 太郎	
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1	
電話番号 0974-63-1111	生年月日	男 大 平 10-10-1	第五十号の五様式（附則二条の四関係）
「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）の適用を受けるための申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けることについて、同一の事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。			
1. 当団体に対する寄附に関する事項			
寄附年月日	寄附金額		
令和5年5月3日	100,000 円		
2. 申告の特例の適用に関する事項 申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。			
① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である		<input checked="" type="checkbox"/>	
<small>（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、（1）及び（2）に該当すると見込まれる者をいい、みなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者</small>			
①、②の両方に該当しない（チェックがない）場合は、 確定申告にて寄附金控除の申告を行って下さい。		義務がな 金に係 ものと	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である		<input checked="" type="checkbox"/>	
<small>（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。</small>			
マイナンバーカードについては両面、通知カードについては表面の写しを貼ってください。			
① のりしろ オモテ面のコピー	② のりしろ ウラ面のコピー		
			
通知カード裏面に記載がある場合は裏面コピーも添付下さい			

マイナンバーを正しく記入して下さい。

の枠内の情報については寄附お申込みの際の情報を印字しています。情報に誤りがないか確認をお願いします。

①確定申告及び住民税申告をしない方はチェックして下さい。

②寄附した年の1月1日から12月31日において寄附先の自治体等が5団体以内の場合はチェックをして下さい。

添付書類をこちらにお貼り下さい。添付書類の詳細については、本用紙の裏面にてご確認下さい。

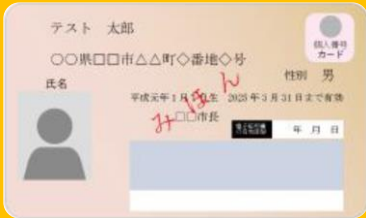




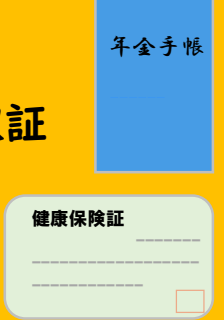
◎ご注意点

- ① 提出期限に間に合わない場合は、**確定申告にて寄附金控除の申告**をお願いします。
- ② 申告特例申請書に記載する住所は、**寄附した翌年の1月1日時点の住民登録地**を記入して下さい。単身赴任等による理由で住民登録地以外で課税されている方の寄附金控除の適用については、住民登録地自治体の住民税課税窓口にてご確認下さい。
- ③ 提出後に住所の変更があった場合は「**変更届出書**」をご提出下さい。
- ④ 特例申請書と提出された後確定申告した場合は、**確定申告にて寄附金控除の申告を行わないと控除適用されません。**

ワンストップ特例申請書の添付書類について

ワンストップ特例申請には、「マイナンバーに関する本人確認資料」が必要になります。

A~Cのいずれかの組合せを「ワンストップ特例申請書」にしっかりと貼り付け一緒にご提出下さい。

	マイナンバー確認書類	本人確認書類
A	<p>マイナンバーカードの両面の写し</p> 	
B	<p>マイナンバー通知カードの両面の写し または マイナンバー記載の住民票の写し</p> 	<p>下記の顔写真入り身分証明書のうち いずれか一点の写し (写真のある面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 など 
C	<p>マイナンバー通知カードの両面の写し または マイナンバー記載の住民票の写し</p> 	<p>下記の身分証明書のうち いずれか2点の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳 ・公共料金の領収証 ・税金の領収証 ・納税証明書 ・母子手帳 など 

◎ご注意点

- ① 申請書記載の住所と同じ住所が記載された添付書類を提出して下さい。
- ② 記載されている情報がはっきりと分かるように鮮明なコピーをお願いします。
- ③ 添付書類の不足等の書類不備により再提出をご依頼する場合がありますので期日より余裕をもって提出して下さい。
- ④ ご不明な点は下記までお問合せをお願いします。

竹田市役所 総合政策課 ふるさと納税担当

Tel0974-63-4801 mail kikaku@city.taketa.lg.jp

竹田市ふるさと納税特設サイト → → →

